

## 役員等の報酬等の支給基準規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人光耀会（以下「法人」という。）役員及びこれに準ずる者が法人の業務を行ったときに、その対価として報酬を支給するものとし、その支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の額)

第2条 報酬は、法人の業務を行ったとき、日を単位として、日額報酬及び交通費を支給する。但し、非常勤役員を対象とする。

|       |         |                   |
|-------|---------|-------------------|
| 1日につき | (1) 理事  | 6,000円            |
|       | (2) 監事  | 監査を執行するとき         |
|       |         | 半日 20,000円        |
|       |         | 半日を超過する場合 25,000円 |
|       |         | その他の会議出席等 6,000円  |
|       | (3) 評議員 | 6,000円            |

交通費 法人職員以外の理事・監事・評議員 実費(通行料含む)

### (支給方法)

第3条 報酬は、原則として業務を行った日に支給するものとし、定められた源泉所得税を控除した後の額とする。

### (規程の対象除外)

第4条 当法人職員を兼務している場合には、この報酬規程は適用しない。

### (公表)

第5条 この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の議決を経て行う。

## 附 則

この規程は、平成29年 6月21日より施行する。

平成30年 7月 1日より一部改正

令和 元年 6月 1日より一部改正